

10. 評価書対象事項に係る評価書案の修正の経過及びその内容

10.1 修正の経過

本環境影響評価書の作成にあたっては、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（オリンピックスタジアム）審査意見書」（平成28年9月6日 28環総政第577号）に記載された環境局長の意見及び都民等からの意見を勘案するとともに、事業計画の具体化に伴い、評価書案の内容を修正した。

評価書案の修正箇所、修正事項、修正内容及び修正理由は、表10.1-1(1)及び(2)に示すとおりである。

表 10.1-1(1) 評価書案の修正の経過及びその内容

評価書案の修正箇所	修正事項	評価書における修正内容及び修正理由
7. オリンピックスタジアムの計画の目的及び内容	内容	環境局長の審査意見を踏まえ、具体的な緑化計画について追記した。(p. 37 参照)
9. 環境及び社会経済に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価		
9.1 大気等	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、建設作業における配慮事項について追記した。(p. 140 参照)
9.3 生物の生育・生息基盤	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、植栽基盤の質の確保及びフォローアップ調査で確認することを追記した。(p. 187 参照)
9.4 水循環	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、浸透施設の設置位置について追記した。(p. 205 参照)
	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、井戸の設置位置及び取水深度について追記した。(p. 205 参照)
9.5 生物・生態系	予測	環境局長の審査意見を踏まえ、保存する既存樹と人工地盤との関係を図示した。(p. 37、p241 参照)
9.6 緑	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、植栽樹木の維持管理計画について追記した。(p. 258 参照)
9.7 騒音・振動	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、建設作業における配慮事項について追記した。(p. 289 参照)
9.8 日影	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、日影の状況をフォローアップ調査で確認することを追記した。(p. 312 参照)
9.9 景観	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、植栽樹木の維持管理計画について追記した。(p. 347 参照)
9.10 自然との触れ合い活動の場	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、「空の杜」へのアクセス方法について追記した。(p. 366 参照)
	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、周辺施設管理者との情報共有により情報提供に努めることを追記した。(p. 366 参照)
9.11 歩行者空間の快適性	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、より一層の暑さ対策について追記した。(p. 383 参照)
9.13 水利用	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、より一層の水使用量の削減について追記した。(p. 409 参照)
9.14 廃棄物	評価	環境局長の審査意見を踏まえ、施設等の持続的稼働に伴う廃棄物のリサイクル率のより一層の向上について追記した。(p. 432 参照)
9.15 エコマテリアル	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、木材調達の努力について追記した。(p. 447 参照)
9.16 温室効果ガス	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、温室効果ガス排出量削減の努力について追記した。(p. 467 参照)
9.17 エネルギー	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、エネルギー使用量削減の努力について追記した。(p. 482 参照)
9.18 土地利用	評価	環境局長の審査意見を踏まえ、具体的な将来的な土地利用の考え方について追記した。(p. 491 参照)

10. 評価書対象事項に係る評価書案の修正の経過及びその内容

表 10. 1-1 (2) 評価書案の修正の経過及びその内容

評価書案の修正箇所	修正事項	評価書における修正内容及び修正理由
9. 環境及び社会経済に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価		
9. 19 地域分断	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、敷地内の案内表示について追記した。(p. 508 参照)
9. 20 移転	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、移転の状況をフォローアップ調査で確認することを追記した。(p. 514 参照)
9. 21 安全	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、ユニバーサルデザインの状況をフォローアップ調査で確認することを追記した。(p. 546 参照)
9. 22 消防・防災	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、災害時における機能維持のための取組、防災計画の策定について追記した。(p. 572 参照)
9. 23 交通渋滞	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、より一層の交通の円滑化及び交通安全の確保について追記した。(p. 577 参照)
9. 24 公共交通へのアクセシビリティ	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、より一層の交通の円滑化及び交通安全の確保について追記した。(p. 588 参照)
9. 25 交通安全	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、より一層の交通の円滑化及び交通安全の確保について追記した。(p. 597 参照)

10.2 評価書案審査意見書に記載された環境局長の意見

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（オリンピックスタジアム）審査意見書」（平成28年9月6日 28環総政第577号）に記載された環境局長の意見は、表10.2-1(1)～(3)に示すとおりである。

表 10.2-1(1) 評価書案に対する環境局長の意見の内容

<p>評価書案は、おおむね「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に従って作成されたものであると認められる。</p> <p>なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意し、その記載内容が充実するとともに一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。</p>	
項目	2. 項目別事項
(1) 【主要環境（大気等、土壌）】	
(大気等)	
<p>建設機械の稼働に伴う排出ガスは環境基準を満足しているが、本事業における寄与率が高く、計画地近傍には住宅、教育文化施設、公園、運動場等、スポーツ・興行施設など人が集まる施設が多く存在していることから、環境保全のための措置を確実に実施し、建設作業における大気質への影響の低減に努めること。</p>	
(土壌)	
<p>工事中に土壌汚染が新たに確認された場合には、適切な土壌汚染対策を講じるとともに、その内容をフォローアップ報告書等で明らかにすること。</p>	
(2) 【生態系（生物の生育・生息基盤、水循環、生物・生態系、緑）】	
(生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑 共通)	
<p>計画緑化面積について、地上部・人工地盤上の緑化や建築物緑化が合わせて示されていることから、その内訳を明らかにするとともに、建築物緑化の計画内容について具体的に示すこと。</p>	
(生物の生育・生息基盤)	
<p>本事業の実施により計画地の位置する明治神宮外苑の生物・生態系の賦存地と一体となった生物の生育・生息基盤が形成されることとしていることから、前提となる植栽基盤の量及び質の確保に努めるとともにフォローアップ等で報告すること。</p>	
(水循環)	
<p>①施設の建設後には、浸透トレンチ及び緑地を設置することにより地下水涵養能の確保を図っているが、当該施設は一部に人工地盤が使われていることから、浸透施設の設置位置を示すなど、地下水涵養の考え方について具体的に説明すること。</p> <p>②植栽散水に井水利用が計画されていることから、井戸の設置位置や掘削深さなどについて具体的に示すこと。また、井水利用に当たっては、地下水位に影響がないよう十分に配慮すること。</p>	
(生物・生態系)	
<p>既存樹のうち活着の良い広葉樹を中心として人工地盤上に移植する計画としているが、計画地南西、南側の針葉樹・常緑広葉樹の既存樹は現地に保存する計画としていることから、保存する既存樹と人工地盤との関係を明らかにすること。</p>	
(緑)	
<p>本事業は、将来的に一定の緑量を創出する計画としていることから、地上部の緑化はもとより人工地盤上の緑化や建築物緑化についても、その育成と維持管理に努めること。</p>	

表 10.2-1(2) 評価書案に対する環境局長の意見の内容

項目	2. 項目別事項
	(3) 【生活環境（騒音・振動、日影）】
	<p>(騒音・振動) 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音は勧告基準を下回るとしているが、計画地近傍には多くの住宅、教育施設、福祉施設、医療機関等の環境上配慮すべき施設が存在していることから、建設作業における騒音のより一層の低減に努めること。</p>
	<p>(日影) 日影規制地域に対して規制時間を上回る日影は生じないとしているが、計画地東側の明治神宮外苑の樹木に一部日影が及ぶと予測していることから、フォローアップ調査で樹木への影響を確認するなど、周囲の緑の生育環境に配慮すること。</p>
	(4) 【アメニティ・文化（景観、自然との触れ合い活動の場、歩行者空間の快適性、史跡・文化財）】
	<p>(景観) 本事業では「大地の杜」と「空の杜」を整備することにより周辺の多様なみどりの景観に調和した景観が形成されるとしていることから、緑を適切に管理し、良好な景観の保持に努めること。</p>
	<p>(自然との触れ合い活動の場) ①計画建築物5階には外部から行き来できる空中庭園「空の杜」を整備するとしていることから、アクセス方法について具体的に示すこと。 ②歩行者ネットワークの構築により計画地内に新たに創出される自然との触れ合い活動の場は、周辺の自然との触れ合い活動の場とともに、その活動を促進するとしていることから、明治神宮外苑等周辺施設の管理者と十分に連携を図り、利用者に対して、周辺の自然との触れ合い活動の場を含めた情報提供に努めること。</p>
	<p>(歩行者空間の快適性) 暑さ対策について可能な限りの配慮を行う計画としていることから、道路管理者等と十分に連携を図り、緑陰を確保するなど、より一層の暑さ対策に努めること。</p>
	<p>(史跡・文化財) 周知の埋蔵文化財包蔵地において埋蔵文化財発掘調査を実施したとしていることから、その内容について報告すること。</p>
	(5) 【資源・廃棄物（水利用、廃棄物、エコマテリアル）】
	<p>(水利用) トイレ洗浄水等の雑用水に雨水利用や循環利用水（中水）利用を計画しているが、一部、上水が使用されていることから、更なる雨水等の利用を推進するよう努めること。</p>
	<p>(廃棄物) 設備等の持続的稼働における廃棄物について、再資源化率を旧国立霞ヶ丘競技場の実績から49%と予測しているが、当該施設はオリンピック・パラリンピックレガシーの象徴となる重要な施設であることから、その再資源化率の達成と向上に努めること。</p>
	<p>(エコマテリアル) 「持続可能性に配慮した木材の調達基準」が策定され、都や国等が当該基準を尊重するよう働きかけを受けていることから、その趣旨に基づく木材の調達に可能な限り努めること。</p>

表 10.2-1(3) 評価書案に対する環境局長の意見の内容

項目	2. 項目別事項
	(6) 【温室効果ガス（温室効果ガス、エネルギー）】
	<p>(温室効果ガス、エネルギー 共通)</p> <p>建築物の省エネルギー性能に関して、平成 28 年 8 月に「東京都建築物環境配慮指針」の改定が行われたことから、この趣旨に鑑み、施設等の持続的稼働における温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の更なる削減に努めること。</p>
	(7) 【土地利用（土地利用、地域分断、移転）】
	<p>(土地利用)</p> <p>多様な機能が集積するスポーツ・文化の拠点形成が推進されることとしていることから、このことについて具体的に説明し、将来的な土地利用の考え方を示すこと。</p>
	<p>(地域分断)</p> <p>①区道 43-660 及び区道 43-680 が計画地内に含まれており、オリンピックスタジアムと一体整備される計画であることから、歩行者通路の整備が出来次第速やかに開放するなど、工事に伴う影響の低減に努めること。</p> <p>②敷地は自由に通り抜けられる通路空間として整備し、歩行者のアクセス性を向上させる計画としていることから、敷地内の歩行者動線に関する案内を表示するなど、歩行者が利用しやすいよう配慮すること。</p>
	<p>(移転)</p> <p>計画地内において移転を伴う施設があることから、その移転状況についてフォローアップ調査で確認すること。</p>
	(8) 【安全・衛生・安心（安全、消防・防災）】
	<p>(安全)</p> <p>計画建築物において様々な利用者への配慮がなされるよう、条例やガイドライン等に基づいたユニバーサルデザインの計画としていることから、これらの計画を確実に実施するとともに、必要に応じてより一層の配慮に努めること。</p>
	<p>(消防・防災)</p> <p>計画建築物は大規模集客施設であることから、災害時における機能維持のための取組について具体的に記述すること。</p> <p>また、災害時においても迅速かつ適切な対応ができるよう防災計画の策定に努めること。</p>
	(9) 【交通（交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全）】
	<p>(交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全 共通)</p> <p>工事用車両の走行に当たっては、運転者への指導の徹底や工事用車両の出入口への交通整理員の配置、計画地周辺の車両の通行への配慮等を行う計画としていることから、これらの環境保全のための措置を確実に実施し、周辺地域における一層の交通の円滑化及び交通安全の確保に努めること。</p>

10.3 意見見解書に記載された意見及び見解

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（新国立競技場（オリンピックスタジアム）」は、平成28年6月8日に公表し、同年6月8日から7月22日までの45日間にわたり意見募集を行った。都民等から提出された意見書の件数は3件であった。

提出された意見の全文を掲載し、これとともに、意見に対する実施者の見解を以下に示す。

10.3.1 都民等の意見の見解

項目	1. 騒音・振動	
意見の内容	実施者の見解	
<p>【要望】 (1) 環境影響評価項目の騒音・振動に関する予測事項に、開催後の施設利用者等の施設利用に伴う車両走行音及び振動を追加するよう検討願いたい。</p> <p>【理由】 (1) オリンピックスタジアムは、計画では駐車場台数約300台を有する予定であり、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」における指定作業場に該当するため、近隣住民への影響を考慮し、環境影響評価の項目に追加するべきであると考えます。</p>	<p>車両の走行に伴う道路交通騒音及び道路交通振動は、工車用車両の走行台数が最大になると予想される工事着工後31か月目の995台/日を対象に予測を実施しました。その結果、道路交通騒音に係る環境基準及び道路交通振動に係る規制基準を下回り、工車用車両の走行に伴う増加分は騒音レベル、振動レベルともに1dB未満と考えます。</p> <p>開催後の施設利用者等の施設利用に伴う車両台数は、約660台/日と想定しており、工車用車両の最大の走行台数を下回ることから、工車用車両と同様に道路交通騒音に係る環境基準及び道路交通振動に係る規制基準を下回り、車両の走行に伴う増加分は騒音レベル、振動レベルともに1dB未満となると考えます。</p> <p>なお、本施設は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」における指定作業場に該当することから、同条例に基づき駐車場から発生する騒音・振動が規制基準を超過しない計画となっています。</p>	
項目	2. エコマテリアル	
意見の内容	実施者の見解	
<p>(1) スタジアム建設に使われる木材について合法性・持続可能性が確認されたものを調達し、その実施内容を情報公開することを提案します。</p> <p>世界でも有数の木材輸入国であり、世界最大の熱帯合板の輸入国である日本は、世界の森林減少・劣化に大きな責任を負っています。中でもマレーシア・サラワク州で製造されている合板の約半分は日本向けに輸出され、多くはコンクリート型枠や住宅の床材として使われています。1990年代以来、木材輸出の3分の1を日本に提供してきたサラワク州の原生林は元の面積の5%しか残っておらず、州政府が与えた伐採許可をめぐり土地権を主張する地域住民による係争が数百件起きる等、環境社会面での問題が指摘されています。</p> <p>木材や紙などの森林資源は適切に利用すれば再生可能な資源であり、森林減少・劣化を引き起こさず、生物多様性や地域社会に配慮した木材を選んで調達することが消費国に求められています。具体的には以下のような基準が望ましいと考えます。</p> <p>①伐採国・地域に適用される法令(森林、土地、自然保護、貿易、税、汚職等)に違反していないこと ②保護価値の高い生態系に脅威を与えるものでない</p>	<p>(1) 建設工事に当たっては、文部科学省が定める「環境物品等の調達の推進を図るための方針」等に基づき、製材、集成材、合板及び単板積層材や再生材料を使用した型枠等の環境物品の使用を推進する計画となっています。</p> <p>また、木材を積極的にデザインに取り込む計画となっており、選定する木材は、可能な限り森林認証を得た森林から調達を行う計画となっています。</p> <p>なお、「持続可能性に配慮した木材の調達基準」（東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、組織委員会）が策定されたことを踏まえ、組織委員会が政府機関においてもこれを尊重するよう働きかけています。</p> <p>エコマテリアルの使用状況については、木材使用を含めフォローアップ調査で確認し、フォローアップ報告書を公表する予定としています。</p>	

<p>こと</p> <p>③地域住民や先住民族の権利等(慣習法上の権利や国際的に認められた先住民族の権利を含む)が尊重されず、利害関係者と対立や紛争が生じている森林に由来するものでないこと</p> <p>④労働者の基本的権利が侵害されていないこと</p> <p>⑤大規模な皆伐や転換を行っている天然林に由来するものでないこと</p> <p>東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(以下、組織委員会)が6月に公表した「持続可能性に配慮した木材調達基準」(https://tokyo2020.jp/jp/games/sustainability/data/sus-wcode-timber-JP.pdf)は上記と完全に同じではありませんが、オリンピックスタジアムの建設に使われる木材についても組織委員会の調達基準を採用することが現実的であると考えます。</p> <p>持続可能な木材調達の実現は、「東京都長期ビジョン」において掲げられている「成熟都市・東京の強みを生かした大会の成功」(都市戦略1)及び「2020年大会の成功に向けた万全な開催準備とレガシーの継承」(政策指針1)に貢献し、2020年以降の持続可能な社会づくりを首都・東京がリードすることにもつながります。</p>	
---	--

項 目	3. 公共交通へのアクセシビリティについて	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>【都営大江戸線国立競技場駅】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターは設置されているが、複数台の車椅子が同時に乗車できるサイズではない ・多機能トイレのペーパーホルダーの位置が高く、利用しづらい状況である <p>【JR 信濃町駅からの道路状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅前交番から神宮外苑に向けて最大 9° の傾斜あり ・神宮外苑内の歩道には地割れが多くあり <p>【JR 千駄ヶ谷駅】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構内エレベーターへの通路が 4° 傾斜が 13m 続く <p>【都営大江戸線、東京メトロ青山一丁目駅】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オリンピックスタジアムへの最短ルートである 3 番出口は階段のみである ・駅構内は迷路の様であり、車いす使用ルートの表示が必要 <p>【東京メトロ外苑前駅】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームは最狭小幅 110cm、ホームドアなく、車いすでの通行は危険 ・ホームから改札へのエレベーターがなく、昇降機を利用する ・駅を出た際にオリンピックスタジアムの方向をわかりやすく表示する必要がある ・多機能トイレのオストメイト設備が不十分 <p>【東京メトロ北参道駅】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅を出た際にオリンピックスタジアムの方向をわかりやすく表示する必要がある 	<p>大会時の観客の主要な動線については、組織委員会、国及び都が、協議会を設置して策定を進めている「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」を踏まえ、都が整備する施設等について対応を行っていくとともに、他の施設管理者等にアクセシビリティの確保について働きかけていきます。</p>

10. 評価書対象事項に係る評価書案の修正の経過及びその内容

<ul style="list-style-type: none">・ 駅を出てすぐ 3～50° 傾斜の登坂が 100m ほど続く・ 鳩森八幡神社前へ向かう道は歩車の区別が曖昧で、歩道のみであれば幅は 100cm ほどで狭くなっている・ 多機能トイレのオストメイト設備が不十分 <p>評価書案では「東京長期ビジョン」に基づき、2020 年までに計画地周辺の道路のバリアフリー化が完了する計画とあるが、具体的な内容の記載がないため現状の問題点を意見させていただきます。公共交通における車椅子利用者の快適性が向上するような計画を希望します。</p>	
--	--